

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第40号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和47年静岡県規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号） <u>第7条第2号の規定</u> （同規則第12条及び第13条第1項において準用する場合を含む。）により、知事の定める書類の部数は、正本1通及び副本2通とする。	建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号） <u>第6条第2号</u> （ <u>同令第11条、第13条第1項、第13条の2第10項及び第13条の3第8項</u> において準用する場合を含む。） <u>の規定</u> により、知事の定める書類の部数は、正本1通及び副本2通とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。